

【情報提供／新型コロナ関連】 2020年4月28日

就労系障害福祉サービス事業者も活用の可能性がある経済対策について

1. 持続化給付金

先般より、新型コロナの感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者（法人・個人事業主）に対して、事業の継続を支え再起の糧となる事業全般に広く使える給付金について報道がなされていますが、昨日、速報版として経産省より情報公開がありましたので、ご確認ください。

※現時点では、4月30日に令和2年度補正予算案を成立させて、5月1日より申請受付が開始される予定となっています。

経産省 Web サイトより

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90>

◆主な要件

1. 新型コロナウイルスの感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
2. 法人の場合は①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。等

◆相談窓口

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183 / 平日・休日9:00～19:00

◆備考

- ・申請窓口→インターネット経由（※持続化給付金で検索）
- ・給付申請は一度のみ。再申請はできません。
- ・申請期限は2020年5月1日～2021年1月15日（予定）
※要件のひとつが「ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少」であるため、どの月を対象とするかによって給付額が変わる可能性があります。
※現状、影響が少なくても今後、売上減少の可能性が考えられる事業所も制度活用の可能性については、早めにご検討ください。
- ・持続化給付金の申請については、組合員を対象にJAが支援するという報道もありますので、組合員となっている事業所はお近くのJA窓口に相談してみてください。
コロナ対策「持続化給付金」申請作業 JAが支援／日本農業新聞
<https://www.agrinews.co.jp/p50636.html>

2. 雇用調整助成金（特例措置の方針）

通常、雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。今回の新型コロナの影響を受け、緊急対応期間（2020年4月1日～6月30日）は特例措置のさらなる拡充（要件緩和）の実施が発表されています。

A型事業所につきましては利用者と職員の方々に対して、B型事業者につきましては職員の方々に対して雇用調整助成金の活用を検討可能です。

厚労省 Web サイトより

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf>

◆主な要件

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大	
雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度
特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置 緊急対応期間 （4月1日から6月30日まで） 感染拡大防止のため、この期間中は、 全国で 以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和 （1か月5%以上低下）
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20（中小）、1/15（大企業）	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和（1/40（中小）、1/30（大企業））
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3（中小）、1/2（大企業） 加算額1,200円	4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わない場合9/10（中小）、3/4（大企業）） 加算額 2,400円（中小）、1,800円（大企業）

◆相談窓口

お近くの都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999 / 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

◆備考

- ・雇用調整助成金の申請はかなり複雑です。また、報道がなされている様に、現状では申請件数が受理されている割合は高くありません。
- ・事業主が直接申請を行わず社労士等が代理人として代行できますが、その場合は、代理人が連帯の責任を負うことが必要となりますので、よく相談を行ってください。

3. その他の情報

①消費税の課税選択の変更に係る特例(案)

財務省に申請し、承認を受けることにより、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます。

関与税理士にご相談されることをお勧めします。

※詳細は下記財務省の Web サイトをご確認ください。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/brochure2.pdf

②社会福祉施設等に対する融資について

新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の経営資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資があります。

融資率：100%

償還期間：10年以内

貸付利率：当初5年間 3,000万円まで無利子

貸付金の限度額：経営に必要な資金

※詳細は下記厚生労働省の Web サイトをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000606516.pdf>

【情報まとめページ】

- ・経産省のまとめページ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

- ・経産省「ミラサポ Plus」のまとめページ

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/>

- ・官邸のまとめページ

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_shien.html

上記情報に関しては当センターが斡旋する内容ではありません。

各事業所様でご検討いただき不明な点等は主体団体へお問合せください。